

料 金 表

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）

令和8年4月1日実施



沖縄電力株式会社

料 金 表

目 次

【 業 務 用 電 力 】	1
【 高 圧 電 力 】	2
【 臨 時 電 力 】	4
【 自家発補給電力 】	5
【 特別高圧電力A 】	7
【 特別高圧電力B 】	8
【 特別高圧臨時電力 】	9
【 特別高圧自家発補給電力 】	10
【 燃 料 費 調 整 】	12
【 離島ユニバーサルサービス調整 】	16
【 実 施 期 日 】	20
【 料金表の変更 】	20

【 業 務 用 電 力 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）14（業務用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	32円87銭	31円38銭

【 高 圧 電 力 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）15（高圧電力）(1)ホ(イ)および(2)ニ(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 高 圧 電 力 A

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	30円94銭	29円62銭

2 高 圧 電 力 B

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,242円93銭
-----------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	29円95銭	28円72銭

【 臨 時 電 力 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）16（臨時電力）(3)ロの電力量料金は以下のとおりといたします。

（ 電 力 量 料 金 ）

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	39円46銭	37円68銭

2 高圧電力の適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	37円15銭	35円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円97銭	34円49銭

【 自家発補給電力 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）17（自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は以下のとおりといたします。

1 自家発補給電力A

（電 力 量 料 金）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	36円14銭	34円51銭

(2) (1)以 外 の 場 合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	45円14銭	43円10銭

2 自家発補給電力B

（電 力 量 料 金）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値

を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	34円02銭	32円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	32円93銭	31円58銭

(2) (1)以 外 の 場 合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	42円50銭	40円68銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	41円13銭	39円44銭

【 特別高圧電力 A 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）19（特別高圧電力 A）（4）イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,869 円 49 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,858 円 49 銭

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 33 銭	30 円 92 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 09 銭	30 円 70 銭

【 特別高圧電力B 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）20（特別高圧電力B）(4)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	29円73銭	28円54銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	29円48銭	28円32銭

【 特別高圧臨時電力 】

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）21（特別高圧臨時電力）（3）
口の電力量料金は以下のとおりといたします。

（ 電 力 量 料 金 ）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1 特別高圧電力Aの適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	38円81銭	37円12銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	38円52銭	36円86銭

2 特別高圧電力Bの適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	35円70銭	34円27銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	35円40銭	34円01銭

【 特別高圧自家発補給電力 】

標準的な電気供給条件(高圧・特別高圧)22(特別高圧自家発補給電力)

(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は以下のとおりといたします。

1 特別高圧自家発補給電力A

(電 力 量 料 金)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	35円54銭	33円99銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	35円27銭	33円74銭

(2) (1)以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	44円36銭	42円42銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	44円03銭	42円12銭

2 特別高圧自家発補給電力B

(電 力 量 料 金)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に

使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	32円68銭	31円37銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	32円40銭	31円13銭

(2) (1)以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	40円79銭	39円16銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	40円44銭	38円85銭

【 燃 料 費 調 整 】

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期

間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。

この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット ト時につき	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘
	特別高圧で供給を受ける場合	25銭7厘

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

【 離島ユニバーサルサービス調整 】

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{2 の離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算

定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

2 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2銭6厘
-------------	------

3 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

【 実 施 期 日 】

この料金表は、令和 8 年 4 月 1 日から実施いたします。

【 料金表の変更 】

- 1 当社は、標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧） 2（供給条件の変更）にもとづき、この料金表を変更することがあります。
- 2 1 の場合には、契約期間中であっても、業務用電力、高圧電力、特別高圧電力 A、特別高圧電力 B の基本料金および電力量料金、臨時電力、自家発補給電力、特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力の電力量料金、燃料費調整ならびに離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは、変更後の料金表によります。